
目安箱への投稿

■日付：2021/5/26

■件名：歩掛調査について

■ご意見・お問い合わせ

標記について事務所及び出張所の担当の方、次第で考え方が違い、統一性が無い。とある出張所では、数量の分かる歩掛調書と、代表的な作業状況の写真のみで清算していただけますが、一部の出張所では、証拠写真として毎日、作業員と使用機械の記録写真が必要と言われ、結構な労力が必要である。何カ月もある作業では、同一作業にも関わらず、膨大な写真枚数になる事もあります。数量は歩掛調書を表作成しており、確認も、日報、KY等で人数確認できると思われます。歩掛調査の指示の際に統一性のある文言があれば、統一性がとれるのではないかと思います。

■回答

歩掛調査により精算する場合においては、工種により異なるものではあるが、労務、機械、材料のそれぞれを確認できる資料として、写真や作業記録等を依頼しているところです。

なお、日々の全ての写真を求めているものではなく、施工状況や編成人員等が分かる代表的な写真や作業記録で確認できれば問題ありませんので、具体的な資料については、監督職員と協議して下さい。

また、工事関係書類等の適正化指針の⑬設計変更に「歩掛見積の提出にあたっては、過度に詳細な調査表の作成や過剰な根拠資料の要求はしないよう周知徹底します。」と記載しています。